

令和6年8月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

令和6年8月27日（火）

午後1時30分～午後3時00分

小値賀町役場 2階西側会議室

小値賀町農業委員会

令和6年8月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時： 令和6年8月27日（火） 午後1時30分～午後3時00分

2. 開催場所：小値賀町役場 2階西側会議室

3. 出席委員：（12人）

会長 松山 多作

会長職務代理者

委員

3番 西 治三

4番 山田 定稔

5番 北野 和信

6番 野村 政司

7番 牟田 義昭

9番 山本 千明

10番 伊藤 紀明

11番 川村 泰二

12番 入口 雅隆

14番 宮崎 けい子

（推進委員：4人） 15番 立石 英雄 16番 土川 重佳 17番 山川 雅崇 18番 山田 勝則

4. 欠席委員： 2番 松本 充司 、 8番 安永 豊 、 13番 小高 陽子

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について 14番 宮崎 けい子 委員 3番 西 治三 委員

第2 報告第6号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について

第3 その他

・次回総会の日程について

・その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山田 俊宏

係長 岩坪 信也

7. 議事参与制限 無

8. 会議の概要

山田局長： 定刻となりましたので、ただいまより令和6年第8回小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。

本日は、松本委員・安永委員・小高委員が都合により欠席ですが、農業委員の出席は、11名で定足数に達していますので、総会は成立しております。

それでは、会長より挨拶をお願いします。

松山会長： みなさんこんにちは。暑い日が続いております。稲刈りも無事終わって、ライスセンターも終わったみたいですが、今年は米の値段が良いそうですので生産者にとって良かったと思います。本日予定しておりましたタブレット研修会は、講師が来れておりませんので中止といたします。

それでは、始めたいと思います。

日程第1 会議録署名委員の指名についてを議題といたします。私に一任していただけないでしょうか。

全員： 異議なし。

松山会長： ありがとうございます。

それでは指名いたします。14番 宮崎けい子委員、3番 西治三委員 をお願いします。

続きまして、日程第2 報告第7号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

岩坪係長： それでは報告第7号の説明をします。農地法第18条第6項の規程に基づく賃貸借権設定の合意解約がありましたので、その報告となります。

今回の合意解約の件数は3件で、畑が3筆の合計面積7,943㎡になります。農地の所在・地目・面積及び貸借人等については、資料のとおりですので説明は割愛させていただきます。

解約の理由ですが、1番の農地につきましては、中間管理事業で配分しておりましたが、農地の管理も困難であるため、中間管理の配分計画の合意解約となっております。2番3番の農地につきましては、中間管理事業で集積・配分しておりましたが、こちらにつきましても農地の管理も困難であるため、中間管理の集積及び配分計画の合意解約となっております。

以上で、報告第7号について説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、この件につきまして、皆さんの方から、何かご意見等ございませんか。

土川委員： 担い手公社が借りていた農地を返す時はきれいにして返しているが、そのまま放っ

ておくとまた山のようになってってしまうので、そこがどうしたものかと。

松山会長： 浜津の人か誰か借りる人がいればいいと思うが。
誰か借りそうな人がいないか委員さんも気がけておいてもらえればと思います。

他に何かありませんか。

(意見無し)

無いようですので、どうぞよろしくをお願いします。

続きまして、日程第3 その他についてを議題といたします。

事務局よりお願いします。

山田局長： それでは農地パトロールの調査手順について説明していきたくと思いますが、今年度はタブレットを使用している利用状況調査を予定しておりましたが、タブレットの操作にまだ不慣れなこともあり、今回は正確な調査が難しいと思いますので、今年度については、基本的に前年と同じ方法で実施したいと思います。

① まず最初に、A4版で「農地パトロール活動記録」の記入例があるかと思います。農地パトロールの活動については、国からの補助金の対象となりますので、この記入例に倣って調査活動の記録をつけておいてください。

また、毎月の活動記録セットの活動記録簿も併せて記入をお忘れのないようお願いします。「農地パトロールの活動記録」と「活動記録セットの活動記録簿」の日時と時間は同じになるように記録をお願いします。活動時間については、実働時間から休憩時間を引いた時間を記入してください。

② 次に、A3版で「各委員担当地区」の地図があると思います。各委員の調査担当区域を色分けして表示しています。なお、推進委員の方の中には、ご自分のお住まいの地区ではない区域の担当になる方もあるかと思われます。そのような場合は、この地図の大字の範囲内の担当委員間で調整していただいても構いません。

⑤ 次に、A4版で「農地パトロール調査結果色区分」があります。

上から順番に説明していきます。まず、青字で耕作中とあり、その後に四角の中に色なしとありますが、耕作中の場合は、基本的に現況地目・耕作者名・作付作物名の各筆情報と現状が相違なければ筆情報を○で囲んでいただければ結構なのですが、耕作者や作物名に相違があれば、二重線で見え消して訂正してください。例えば、耕作者名が既に亡くなった方の名前そのままでもかかわらず、作物の作付けがあったりだとか、飼料作物を作付けしているのに耕作者が畜産農家の方ではなかったりとか、矛盾した事例が散見されておりますので、十分な確認をお願いします。

なお、記入例の地図で、右下の方に小さい横長の農地があり片仮名で「ア」と表示

され、赤色のマーカーで塗っているところがありますが、これは面積が小さすぎて地図上に筆情報が表示しきれないため、筆情報を左側の枠外に抽出して表示しておりますので、枠外の情報も必ず確認してください。

また、作物名が表示されていない農地が、少なからずありますので、4つの筆情報が揃っているか必ず確認して○で囲んでいただきますようお願いいたします。何も印がついていない筆につきましては、未確認ということで、担当委員の方に事務局から再確認をしなければなりませんので、そのようなことがないように記入漏れがないか最終確認を徹底していただきますようお願いいたします。

色分表の下に『「作物名」表示名称一覧』の表も付けております。作付作物名は、この表の名称の中から表示していますので参照していただければと思います。3列に分けて表示しておりますが、右側の列の中ほどに保全管理関係で4つ示しておりますが、定期的に耕起して適正に管理されているいわゆる「保全管理」を『良保全管理』、納島でよく見られますが緑肥としてソルゴーを作付けしている場合は『良保全管理（緑肥）』、肥培管理していないカヤなどの草を牛の飼料として定期的に刈っている農地も『保全管理（採草）』として耕作中と見なすことにします。また、放牧場については『保全管理（放牧）』と表示しております。

2段目以降が遊休農地の区分になります。四角の中の色を参照して地図に塗っていただくことになります。これ以降はマーカーで色分けしていただければ、作物名の記入は不要です。なお、マーカーで地図を塗り込む際は、一筆全部を塗りつぶす必要はございません。記入例のとおり筆情報の文字を塗っていただければ結構です。

2段目の「2号遊休」ですが、前々回から青色を追加しております。作物がまばらに、または農地内で偏って栽培されていたり、適切に管理されていないなどの低利用の農地ということですが、青色判定は、ほとんど出てこないものと思っておりますが、もし半分だけ耕作して、残り半分は管理されていないような農地がありましたら、これに該当します。

3段目の「1号遊休a」ですが、人力・農業機械で草刈り・耕起・伐根・整地等を行うことにより、直ちに耕作可能な農地とします。地図を緑で塗ってください。

4段目の「1号遊休b」ですが、草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業等の実施により再生可能な農地になります。地図を黄色で塗ってください。

1年以上不耕作で、再生利用するには重機や圃場整備を必要とする農地として考えられるのは、まず圃場整備が必要かどうかの判断ですが、小値賀町において現時点では新たに基盤整備の計画はありませんので、該当する農地はありません。

もう一つの、重機を使用すれば再生可能な農地の判断については、実際には無いものと認識しておりますが、農業者年金の経営移譲対象農地、贈与税・不動産取得税の

納税猶予対象農地や、畑総事業で圃場整備した農地、および中山間・多面的などの各種交付金の対象農用地などの荒らしてはならない、守るべき農地について、もしこのような状態になっていましたら、復旧の勧告をしなくてはなりません。裏を返せば、次に出てきます赤色判定の非農地判断の対象にできない農地ということですので、黄色か赤色か判断が難しい場合は、とりあえず赤色に塗っておいていただいて、事務局で入力する際に判定を行い、あつてはならない事態がもし出てきた場合は、赤色から黄色に修正させていただきます。

なお、牛渡区域の新田の田圃につきましては、文化的遺産などの観点から、原形を保存すべき区域という扱いにされており、非農地化できませんので、荒れている農地はこの黄色判定でお願いします。

5段目の「再生困難」ですが、再生利用が困難な農地となり、地図を赤色で塗ってください。

現状は黄色判定との違いはありませんが、判断基準としては非農地化を検討していく農地であるということになります。

農地・非農地の判断基準として

1. その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合
2. 1以外の場合であつて、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

という場合を非農地と判断する基準が定められていますので、黄色判定に該当しない、立地的に耕作条件が不利な農地であるとか、小区画や不整形で今後も耕作の意志が期待できないような農地と言ったところになってくると思われまふ。これまで同様、最終的には総会に諮り皆さんで審議していただいた後に非農地判断することになってきますので、今回の調査時点では担当委員の判断で構いません。

6段目の「農業用施設用地ほか」ですが、ため池や牛舎などの農業用施設があり、農地以外の利用をしている場合は赤鉛筆で用途を記入してください。記入例の中央付近にため池の例示があります。違反転用がないかの確認も含めてお願いします。

なお、ハウス施設につきましては作物名に「メロン（ハウス）」などで記入していただきますので、そちらで判断することにします。

以上で調査手順についての説明を終わります。ご不明な点がありましたら、随時事務局までお願いします。

松山会長： ただいま事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。
(質問なし)

それでは、期限は次の総会までということですのでよろしくをお願いします。

山田局長： それでは、次回総会の日程を決めたいと思いますが、9月は、地区別研修会がありますので、26日（木）に開催することになっております。研修会には県とか農業会議が来ますのでよろしくお願いします。

松山会長： 他に何かありませんか。
無いようでしたら、これを持ちまして総会を終了したいと思います。
お疲れ様でした。